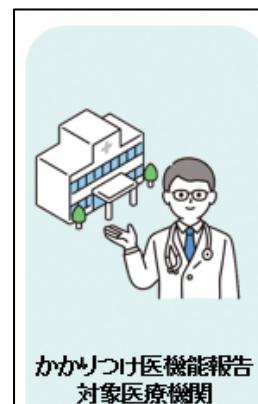


1. かかりつけ医機能報告制度の概要

- 高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくため、これまでの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮されるよう、改正医療法に基づき、国民が医療機関を適切に選択できるための情報提供の強化、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備が行われた。（令和7年4月施行）

①かかりつけ医機能の報告



① かかりつけ医機能の報告

- ◆継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の有無・内容
(第30条の18の4第1項)
- <報告項目イメージ>
- 1:日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
- 2:1を有する場合、(1)時間外診療、(2)入退院支援、(3)在宅医療、(4)介護等との連携、(5)その他厚生労働省令で定める機能



②かかりつけ医機能の確認・公表

② 報告の内容

(第30条の18の4第7項)

③ 都道府県の確認

④ 確認結果

(第30条の18の4第3項、第5項)

⑤ 確認結果の報告



⑥ 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討 (第30条の18の5)

具体的方策の例

- ◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
- ◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
- ◆地域の医療機関間の連携の強化など

※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求める、介護等に関する各種計画の内容を考慮。

※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦ 協議結果

公表

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外
医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

③外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表

2. かかりつけ医機能報告制度に基づく医療機関の実施事項

- 医療機関は、かかりつけ医機能の内容について、①報告、②院内掲示、③患者説明が必要となる。

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、全ての病院・診療所がかかりつけ医機能報告の対象となります。

各医療機関におけるかかりつけ医機能の内容について、①報告、②院内掲示、③患者説明の実施が必要となります。

医療機関の実施事項

①報告

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県に報告をお願いします。

※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告となります。

1号機能

日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

2号機能

(イ) 通常の診療時間外の診療 (ロ) 入退院時の支援

(ハ) 在宅医療の提供 (二) 介護サービス等と連携した医療提供

②院内掲示

かかりつけ医機能（1号機能）を有する医療機関の要件として、
報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。

※G-MISにおいて、院内掲示用の様式を出力することができます。

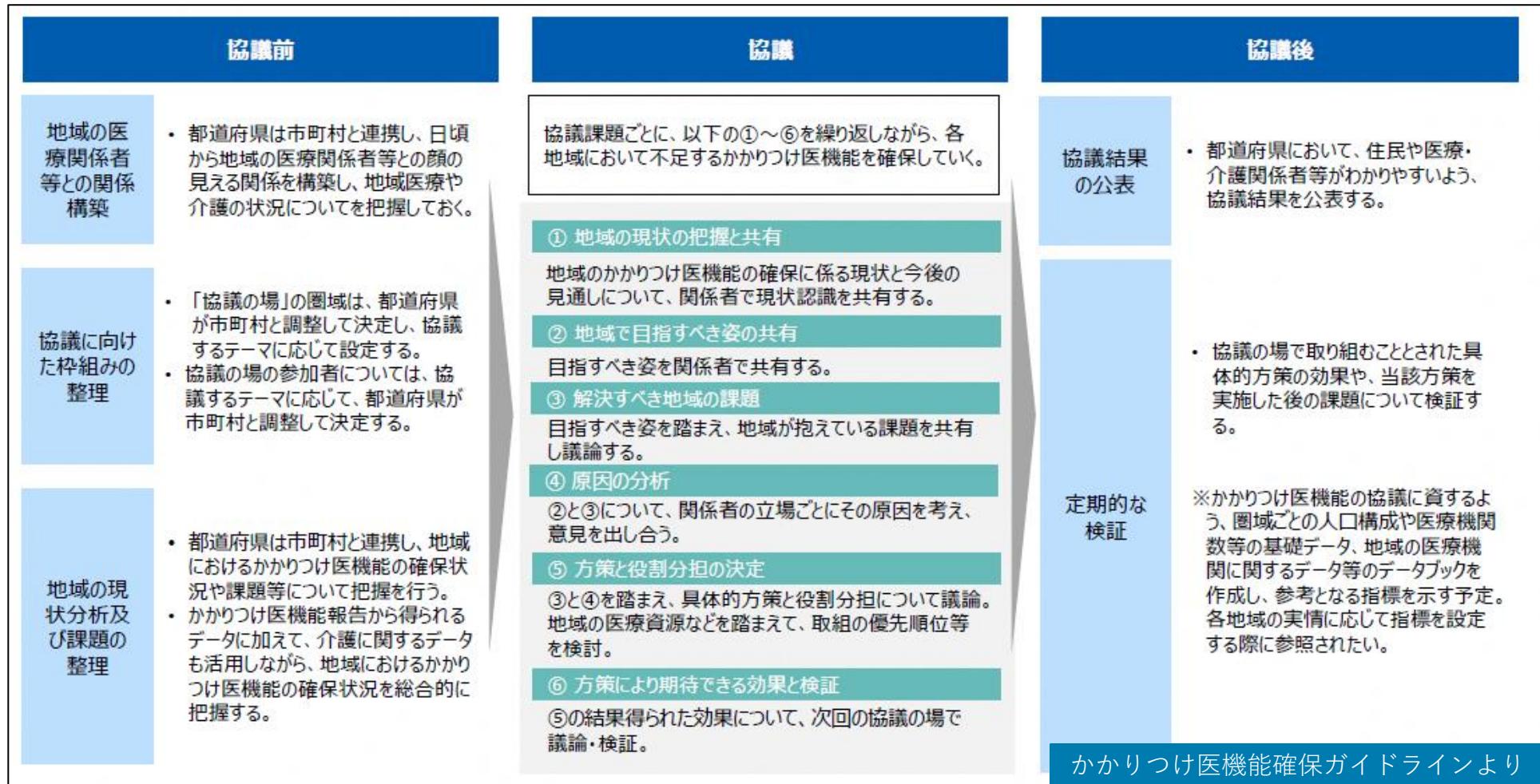
③患者説明

おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、
患者・家族から求めがあったときは、治療計画等についてご説明をお願いします。

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務となります。

3. 外来医療に関する地域の関係者との協議の場

- 外来医療に関する地域の関係者との協議の場は、都道府県が実施主体となり、市町村や医療・介護関係者と調整のうえ開催することとなる。
- 令和8年度からの開催に向けて、圏域や枠組みの整理、かかりつけ医機能報告等のデータの収集・分析、かかりつけ医機能推進コーディネーターの設置検討等を進めていく。



4. かかりつけ医機能報告制度の主なスケジュール

- 医療機関による報告は、令和8年1月～3月に実施する。
- 令和8年4月以降、都道府県による報告内容の確認・公表、報告内容の集計・分析を実施する。
- 令和8年7月以降、協議の場を開催し、12月以降、協議結果について公表を行う。

